

平成 30 年 10 月 1 日  
トラットリア エ ピッツェリア リジカーレ

## 行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など  
制度の周知、情報提供を行う。

<対策>

- ・平成 30 年 10 月 法に基づく諸制度の調査。
- ・平成 31 年 1 月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討。
- ・平成 31 年 4 月 パンフレット配布、ポスター掲示により従業員に周知
- ・平成 31 年 7 月 従業員に再度周知。